

定 款

最終改正 平成 27 年 6 月 11 日

栄公園振興株式会社

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、栄公園振興株式会社と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 公園施設の企画、設計、施工及び管理並びに地方公共団体から委託を受けた施設の管理
- (2) 地方公共団体から委託を受けた交通施設及び建物の管理
- (3) 不動産の賃貸借、経営委託及び管理
- (4) 催事の企画及び運営並びに演劇、演芸、コンサートの興行及び仲介斡旋業
- (5) スポーツ施設の経営
- (6) 自動車駐車場の経営
- (7) 損害保険代理業並びに自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
- (8) たばこ、宝くじ、酒類、飲食物、医療品、日用雑貨の販売及び郵便切手、収入印紙の売りさばき
- (9) 飲食店の経営
- (10) 広告代理店業及び一般旅行業
- (11) 経営コンサルタント業
- (12) 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を愛知県名古屋市に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、30,000株とする。

(株券の発行)

第6条 当社は株式に係る株券を発行しないものとする。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式の譲渡又は取得については、株主又は取得者は取締役会の承認を受けなければならない。

(株式取扱規程)

第8条 当社の株主名簿への記載又は記録、その他株式の取扱いに関する手続については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第9条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とするができる。

第3章 株主総会

(招集)

第10条 定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者及び議長)

第11条 株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2 株主総会においては取締役社長が議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(決議の方法)

第12条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第13条 株主は、当社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。

2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を株主総会ごとに当社に提出しなければならない。

(議事録)

第14条 株主総会の議事については、議事録を作成し、これに議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第15条 当社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第16条 当社の取締役は、20名以内とする。

(取締役の選任)

第 17 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 18 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の残任期間と同一とする。

(役付取締役)

第 19 条 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長及び取締役副社長各 1 名、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(代表取締役)

第 20 条 代表取締役は、取締役会の決議によって、前条の役付取締役の中から選定する。

(取締役会の招集通知)

第 21 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに、各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第 22 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 23 条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第 24 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印する。

(取締役会規程)

第 25 条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第 26 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除等)

第 27 条 当社は、会社法第 426 条の規定により、取締役会決議をもって、同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度内において免除することができる。

2 当社は、会社法第 427 条の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。以下この項において同じ。）との間で、同法第 423 条第 1 項の取締役の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第 425 条

第1項に規定する最低責任限度額とする。

第5章 監査役

(監査役の設置)

第28条 当社は監査役を置く。

(監査役の員数)

第29条 当社の監査役は、2名以内とする。

(監査役の選任)

第30条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の残存期間と同一とする。

(監査役の報酬等)

第32条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除等)

第33条 当社は、会社法第426条の規定により、取締役会決議をもって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度内において免除することができる。

2 当社は、会社法第427条の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の監査役の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第34条 当社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第35条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第36条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第37条 会計監査人の報酬等は、代表取締役社長が監査役の同意を得て定める。

第7章 計算

(事業年度)

第38条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(期末配当金)

第39条 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。

(期末配当金の除斥期間)

第40条 期末配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

第8章 附則

(設立に際して発行する株式)

第41条 当社の設立に際して発行する株式の総数は、額面株式15,000株とし、その発行価額は1株につき50,000円とする。

(最初の営業年度)

第42条 当社の最初の営業年度は、会社設立の日から平成7年3月31日までとする。

(最初の取締役及び監査役の任期)

第43条 当社の最初の取締役及び監査役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

(発起人の氏名、住所及び引受株式数)

第44条 当社の発起人の氏名、住所及び引受株主数は次のとおりである。

(略)

[改正の経過]

- 1 平成 14 年 6 月 19 日第 8 回定時株主総会決議により一部を改正する。

第 6 条を削除し、第 7 条から第 28 条までの各条を 1 条ずつ繰り上げる。

第 16 条（旧第 17 条）第 1 項中「議決権のある発行済株式の総数の 3 分の 1 以上にあたる株式を有する株主」を「総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主」とする。

- 2 平成 15 年 6 月 19 日第 9 回定時株主総会決議により一部を改正する。

第 17 条第 2 項中「3 年内」を「4 年内」とし、第 19 条中「取締役会長及び取締役社長」を「取締役会長、取締役社長及び取締役副社長」とする。

- 3 平成 18 年 6 月 21 日第 12 回定時株主総会決議により一部を改正する。

第 2 条第 4 号中「興業」を「興行」とし、第 4 条の見出し中「公告の方法」を「公告方法」とし、第 4 条中「掲載して」を「掲載する方法により」とし、第 5 条の見出し中「発行する株式の総数」を「発行可能株式総数」とし、第 5 条中「発行する株式の総数」を「発行可能株式総数」とし、第 6 条の見出しを「株券の発行」とし、第 6 条を「当社は株式に係る株券を発行しないものとする。」とし、第 7 条中「株式を譲渡するときは」を「株式の譲渡又は取得については、株主または取得者は」とし、第 8 条の見出し中「株式の取扱い」を「株式取扱規程」とし、第 8 条中「株式の名義書換」を「株主名簿への記載又は記録、」とし、「及び手数料」を削り、「取締役会で」を「取締役会において」とし、第 9 条の見出し中「株主名簿の閉鎖及び」を削り、第 9 条第 1 項中「決算期の翌日から定時株主総会終了の日まで株主名簿の記載の変更を停止する」を「毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする」とし、第 2 項中「前項の場合のほか必要あるときは」を「前項にかかわらず、必要がある場合は」とし、「決議により」を「決議によって、」とし、「公告して臨時に株主名簿の変更を停止し、又は基準日を定めることができる」を「一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる」とし、第 10 条「当社の」を削り、「決算期の翌日から」を「毎事業年度終了後」とし、「必要に応じてこれを招集する」を「必要がある場合に招集する」とし、第 11 条第 1 項中「決議に基づき」を「決議によって」とし、「取締役社長がこれを招集し、その議長となる」を「取締役社長が招集する。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する」とし、第 2 項を「株主総会においては取締役社長が議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。」とし、第 12 条中「株主の議決権の過半数をもって決する」を「議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う」とし、第 13 条中「その」及び「この場合、代理人は代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。」を削り、次の 1 項「前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。」を追加し、第 14 条中「結果を記載し」を「その結果並びにその他法令に定

める事項」とし、「第4章 取締役、監査役、取締役及び監査役会」を「第4章 取締役及び取締役会」とし、「(取締役会の設置) 第15条 当社は取締役会を置く。」を加え、第15条から第17条までの各条を1条ずつ繰り上げ、第16条(旧第15条)の見出し中「及び監査役」を削り、第16条(旧第15条)中「20名以内とし、監査役は3名以上5名以内とする」を「20名以内とする」とし、第17条(旧第16条)第1項を「取締役は、株主総会の決議によって選任する。」とし、第2項に「取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。第2項を第3項に繰り下げ、「選任」を「選任決議」とし、第18条(旧第17条)見出し中「及び監査役」を削り、第18条(旧第17条)第1項中「就任後2年内の最終の決算期」を「選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの」とし、第2項及び第4項を削り、第3項を第2項に繰り上げ、「または」を「又は」とし、第18条見出し中「及び監査役会」を削り第18条を第21条に繰り下げ、第1項中「及び監査役会」、「取締役会については」、「監査役会については監査役に対して」及び第2項を削り、第19条中「取締役会の決議をもって」を「取締役会は、その決議によって」とし、「置く」を「選定する」とし、第20条中「取締役会の決議をもって」を「取締役会は、その決議によって」とし、「置く」を「選定する」とし、第20条中「取締役会の決議をもって」を「代表取締役は、」とし、「会社を代表する取締役を定める」を「選定する」とし、「(取締役会の決議の方法) 第22条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。」を、「(取締役会の決議の省略) 第23条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。」を、「(取締役会の議事録) 第24条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印する。」を「(取締役会規程) 第25条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。」を加え、第21条を第26条に繰り下げ、見出しを「取締役の報酬等」とし、「及び監査役」及び「それぞれ」を削り、「決議により」を「決議によって」とし、第4章の次に「第5章 監査役及び監査役会」を加え、「(監査役及び監査役会) 第27条 当社は監査役及び監査役会を置く。」を、「(監査役の員数) 第28条 当社の監査役は、3名以上5名以内とする。」を、「(監査役の選任) 第29条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。第2項 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。」を、「(監査役の任期) 第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。第2項 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の残存期間と同一とする。」を、「(常勤監査役) 第31条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役を選定する。」を、「(監査役会の招集通知) 第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに、各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。」を、「(監査役会の決議の方法) 第33条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。」を、「(監査役会の議事

録)第34条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印する。」を、「(監査役会規程)第35条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。」を、「(監査役の報酬等)第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。」を加え、第5章の次に「第6章 会計監査人」を加え、「(会計監査人の設置)第37条 当社は会計監査人を置く。」を、「(会計監査人の選任)第38条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。」を、「(会計監査人の任期)第39条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。第2項 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。」を、「(会計監査人の報酬等)第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役社長が監査役会の同意を得て定める。」を加え、「第5章」を「第7章」とし、第22条から第27条までの各条を19条ずつ繰り下げ、第41条(旧第22条)見出しを「事業年度」とし、第41条(旧第22条)中「営業年度」を「事業年度」とし、「翌年3月31日までとし、毎年3月31日を決算期とする」を「毎年4月1日から翌年3月31日までとする。」とし、第42条(旧第23条)見出し中「利益」を「期末」とし、「当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。」に改め、第2項を削り、「(期末配当金の除斥期間)第43条 期末配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、会社はその支払の義務を免れる。」を加え、「第6章」を「第8章」にする。

4 平成21年6月16日第15回定時株主総会決議により一部を改正する。

第27条から第36条までの各条を1条ずつ繰り下げ、第27条を新設し、第37条から第47条までの各条を2条ずつ繰り下げ、第38条を新設する。

5 平成24年6月12日第18回定時株主総会決議により一部を改正する。

「第5章 監査役及び監査役会」を「第5章 監査役」とする。

第28条(見出しを含む。)中「監査役及び監査役会」を「監査役」とし、第29条中「3名以上5名以内」を「2名以内」とし、第32条から第36条までを削り、第37条を第32条とし、第38条から第41条までを5条ずつ繰り上げ、第42条中「監査役会」を「監査役」とし、同条を第37条とし、第43条から第49条までを5条ずつ繰り上げる。

6 平成27年6月11日第21回定時株主総会決議により一部を改正する。

第27条第2項中「社外取締役との間」を「取締役(業務執行取締役等であるものを除く。以下この項において同じ。)との間」とし、「社外取締役の責任」を「取締役の責任」とし、第33条第2項中「社外監査役」を「監査役」とする。